

立山町直売農産物認証手続きの手順について

平成 27 年度～
立山町直売農産物認証協議会

化学合成肥料や農薬の使用を富山県の慣行栽培基準より 30%以上低減した、安心、安全、新鮮な地元「立山町産」の農産品です。

提出いただいた栽培管理記録簿により、第三者機関（町農業技術者協議会）が審査し、町直売農産物認証協議会が認証します。



認証シール

1 栽培から販売までの手順

- ①播種 → ②認証基準に適合した栽培管理 ・栽培記録簿の記入→
③野菜出荷前に「栽培管理記録簿（兼 直売認証農産物申請書）」を提出 →
④審査 → ⑤認証 → ⑥販売

提出先…JA アルプスたてやま支店内 立山営農センター

※提出する書類は③のみです。

※審査には3日ほどかかりますので出荷予定日の5日前までに提出をお願いします。

2 栽培管理記録簿の取りまとめのお願いについて

- (1) 直売グループ…販売責任者で取りまとめ後、提出をお願いします
JA アルプスたてやま農産物直売所、JA かあさんの店、朝どり市、青空市、立山自然ふれあい館、朝どれ夕市
(2) 個人…各自、提出してください

3 審査・認定、栽培記録簿の保管について

町農業技術者協議会（JA 営農指導員等）が審査し、認証協議会が認証します。

「認証印」を押した栽培管理記録簿をお返しします。

グループの認証販売責任者は認証（印）の押された管理簿を5年間保管してください。個人は個々で5年間保管してください。

4 販売方法について

消費者の方に認証農産物であることが分かるように販売してください。認定された農産物のみ、シールを貼ってください。認証農産物を明確に区分して販売する場合は、シールを省略できます。但し POP や、のぼり旗を掲げるなど、認証農産物であることが分かるようにしてください。